生物多様性及び生物多様性地域戦略の概要について

1. 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを「生物多様性」といいます。この生物多様性には 3 つのレベルの多様性と、4 つの生態系サービスがあります。

1.1. 生物多様性の 3 つのレベル

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があります。

<生物多様性の3つのレベル>

く主物多様性の3つのレベルン		
3 つの レベル	内容	
生態系の多様性	いろいろなタイプの自然が、それぞれの地域に 形成されていることです。 日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等多 様な自然があります。	
種の 多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリア等が生息・生育していることです。 地球上には 3,000 万種、日本だけでも 9 万種を超える生きものが存在すると推定されています。	
遺伝子の 多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子 レベルでは違いがあることです。 例えばアサリの貝殻の模様が千差万別であるこ と等です。	

1.2. 4 つの生態系サービス

これらの生物多様性がもたらす恵みは、私たちの暮らしにも直結しています。例えば、私 たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られ る恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。



出典)「生物多様性広報パネル」(環境省)より作成

<生物多様性の恵みのイメージ>

1.3. 生物多様性の 4 つの危機

現在、生物多様性は以下の 4 つの危機にさらされており、現在は第 6 の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、自然状態の約 $100 \sim 1,000$ 倍のスピードで種の絶滅が進んでいます。

第1の危機: 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を 悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。







絶滅が危惧されるヤンバルクイナ (沖縄)

第2の危機:里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動 植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地 域の生態系に大きな影響を与えています。



エゾジカの食害(北海道 知床半島)



荒れた竹林

第3の危機:外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたら したりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それ らが生態系に影響を与えています。



外来種のオオクチバス



外来種のグリーンアノール (小笠原) 外来種のアライグマ



第4の危機:地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5~2.5 度上がると、氷が溶 け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることに よって、動植物の20~30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。



サンゴの白化現象 (パラオ)



高山帯に生息するライチョウ(富山 立山室堂)

2. 生物多様性地域戦略とは

2.1. 生物多様性地域戦略の策定根拠

生物多様性基本法(平成 20 年 6 月施行)では、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して (中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略) を定めるよう努めなければならない」と規定されています(第 13 条)。

生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月閣議決定)においても、「生物多様性を社会に 浸透させる」ことが生物多様性施策の5つの基本戦略の一つに挙げられており、地方自治体によ る地域戦略の策定を援助、促進するための取組が求められています。

2.2. 生物多様性地域戦略の策定の意義

2.2.1.地域の固有財産である、生物多様性を守り、活用する

自然環境は、地史、気候、植生、動植物相などの様々な面で地域ごとに違いがあります。 また、人間活動が活発な都市部もあれば、自然性の高い山間部、あるいはその中間的な里地 里山など、自然と人間活動の関係によって、地域それぞれの特色を持っています。

生物多様性はこのように地域ごとの特色を持っているため、地域住民が享受している生物 多様性の恵みも地域ごとに異なります。地域戦略は、そうした地域特有の生物多様性を守る とともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に進めることを目的とするものです。

2.2.2.地域で課題になっている、人と自然に関わる様々な課題に対応する

生物多様性という言葉からは、生きものやみどりといった自然環境に直接係わることが連想されがちですが、人間生活は多くの部分で生態系サービスに依存しており、産業、観光、歴史・文化、教育など、幅広い分野に関わりを持っています。これらの多くは、地域の活力の源であり、その活性化や持続的な活用など、多くの地域で課題となっています。このような、地域における課題の多くは、いろいろな分野に関連するためそれらを横断した対策が必要となります。

地域戦略の策定は、このような生物多様性のあり様や課題等の地域の固有性を踏まえて、人間の社会経済活動と自然が調和する地域づくりを進めていくことにつながることが期待されています。

2.3. 地域にとっての期待される効果

2.3.1.地域の活性化をもたらし、新たな姿を創造する

生物多様性は、自然環境のみならず産業やライフスタイル、歴史文化など様々なことが互いに連関しているため、多くのことを統合的に考え、それらの全てが持続的に保全あるいは再生、活性化できるような検討を進めることになります。

さらに、地域に特有な生物多様性を対象とするため、その土地ならではの独自の地域づく りを進めることになり、地域への愛着や誇りにつながるとともに、新たな魅力を活かした新 たな地域像を形成することも可能になります。 2.3.2.地域だけではなく、日本や世界という広域スケールで、生物多様性に寄与できる 地域戦略を策定し実行することは、その地域だけではなく、日本全体、あるいは世界中の 生物多様性を守ることにつながります。

国内で考えれば、緑地や河川は当該する地方公共団体だけに収まっていることは少なく、 その保全や管理は周辺を含めた地域全体の生物多様性の向上につながります。このように、 地域の生物多様性はさまざまなレベルの生態系ネットワークを通じて、その地域のみならず 周辺と、さらにはもっと広域的に、関わり合いを持っています。

また、世界規模の視点が地域戦略でも求められます。例えば、国や地域を越えて移動する渡り鳥の保全は、一つの生息地や地域にとどまらず、国際的な生物多様性保全への貢献と捉えることができます。

2.4. 生物多様性地域戦略の要件

生物多様性地域戦略は次の事項を定めるものとされています。

(生物多様性基本法第13条第2項)

- 1. 対象とする区域
- 2. 目標
- 3. 総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 4. その他、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

生物多様性基本法第 13 条第 2 項により、「対象とする区域」「目標」「総合的かつ計画的に講ずべき施策」を定めるものとされています。

さらに、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を記載します。例えば、総合計画や他分野の行政計画などとの関係を記載することで、地域戦略がより実効的になるという面が考えられます。

また、これらの検討を進める前提としての、地域の生物多様性の現状と課題の整理や、様々な行政施策が、生物多様性に関する事項として整理されることなど、地域の特色やあり方によって、上記の事項以外の点についての整理も必要になります。